



マレーシア2027年度国家予算案スナップショット The Fifth MADANI Budget: Malaysia MADANI: Reaching for the Skies, While Anchored on our Values

2026年10月

はじめに	04
2027年度国家予算案・主要財務指標一覧	05
2027年度国家予算案 歳入及び歳出	06
法人税	07
優遇税制	09
間接税	13
個人所得税	15
印紙税	18
その他	20
略称	21
お問い合わせ	22

International Tax Review — Asia-Pacific Tax Awards 2025

マレーシア・タックス・アドバイザリー・ファーム・オブ・ザ・イヤー(7年連続)および
マレーシア移転価格アドバイザリー・ファーム・オブ・ザ・イヤー(3年連続)に選ばれました。

2026年11月12日(木)に開催される第52回デロイト・タックス
マックス(英語セミナー)で、2027年の国家予算の詳細を解説
します。スキャンして詳細を確認してください。





Yee Wing Peng

Country
Managing Partner
Deloitte Malaysia

2027年度国家予算案は、マレーシアがより強靱で競争力があり包摂的な経済へと向かう旅路の重要な一歩を示しています。政府が財政赤字をGDPの3.3%に削減しつつ、経済・社会開発への多額の投資を維持することは、財政の持続可能性と成長志向のバランスを取るという政府の継続的なコミットメントを示しています。

この予算は、マレーシアの長期的な経済基盤強化に明確に焦点を当てています。人工知能、デジタル化、教育、人材育成、戦略的インフラへの継続的な投資は、将来の成長がますますイノベーション、生産性、人的資本によって牽引されることを政府が認識していることを示しています。同時に、ターゲットを絞った補助金や社会支援プログラムへの重点は、経済発展の恩恵を社会全体に広く共有するという政府のコミットメントを強調しています。

重要なのは、2027年度国家予算案が支出効率の向上、ガバナンスの強化、将来の世代のためのより強固な財政基盤構築を目的とした措置を通じて、MADANI政府の改革アジェンダを強化することです。これらの取り組みは投資家の信頼をさらに強化し、マレーシアのビジネスおよび投資の目的地としての魅力を支えることが期待されています。

2027年度国家予算案で発表されたこれらの施策を総合すると、国家建設のバランスが取れたアプローチを示しています。財政規律と将来の成長原動力への戦略的投資を組み合わせることで、政府は「価値観に根ざしつつ空を目指す」というテーマのもと、持続可能な経済変革と長期的な繁栄の重要な基盤を築きました。



はじめに



Sim Kwang Gek
Tax Leader
Deloitte Malaysia

グローバル成長と財政責任に対するバランスの取れたアプローチ

2027年度国家予算案では、マレーシアが自信を持って成長しつつ、国の財政を持続可能な基盤に保つという目標を示しています。

“Reaching for the Skies, While Anchored on Our Values”, 「価値観に根ざしつつ空を目指す」というテーマに基づき、この予算は地政学的不確実性、貿易緊張、急速な技術変化、公共財政への圧力に対応し、成長、財政責任、長期的な競争力にバランスを取っています。

連邦政府の支出は2027年にRM157億で3.6%増加し、RM 4,598億になると予想されています。その大部分は運営費に充てられ、開発費はわずかに RM830億に増加します。

新たな大きな税金は発表されていませんが、税収は2026年のRM2808億から2027年にはRM2,971億にRM 163億すなわち5.8%増加すると予想されています。この増加は、効果的な電子インボイスの導入、広範な売上税及びサービス税の適用、そしてより強化された税務遵守と執行によって支えられると予想されています。

重要なのは、税収が政府支出を上回る速度での増加が予想されており、財政赤字を2026年のGDP比3.6%から2027年には3.3%に削減するのに役立つことです。簡単に言えば、政府は追加の借入に過度に依存しないことなく、公共支出の増加を支えるための歳入増加を期待しています。

主な税務ハイライト

個人納税者へのターゲット支援

個人所得税控除のRM9,000からRM12,000への増額の提案は、2010年以降変わっていなかったことを考えると歓迎すべきことです。追加のRM3,000控除により、納税者の可処分所得が増え、生活費の高騰からの救済も期待されています。

2027年度国家予算案では、課税所得がRM70,000からRM150,000の居住納税者に対して、個人所得税率を1ポイント引き下げること提案されています。個人の税控除額の引き上げと組み合わせることで、中間所得者に実質的な支援を提供するはずです。例えば、課税所得RM100,000の個人は約RM840の税金を節約でき、RM150,000の個人は約RM1,520の税金節約が可能です。これらの節約は世帯の支出管理に役立ち、消費支出の支援にも寄与する可能性があります。

一方で、高所得者納税者はより多くの税金を負担しなければなりません。30%の税率は、RM200万以上の所得だけでなく、RM100以上の課税所得にも適用されます。課税所得によっては、影響を受ける納税者は最大RM20,000の追加税金を支払う可能性があります。政策的観点から見ると、この措置は中間所得者に与えられる減税による収入の一部を相殺しつつ、高所得者が全体の税収に占める割合をより大きくすることを意図しているようです。したがって、この提案は税負担の一部を支払い能力の高い人々に転嫁することで、マレーシアの個人所得税制度の累進的性質を強化しています。

中小企業向けの税率引き下げ

支援はMSMEにも及び、優遇税率の引き下げの恩恵を受けます。課税所得の最初のRM150,000の税率は15%から14%に、RM150,001からRM600,000の間の課税所得の税率は17%から16%に引き下げられます。

これらの削減はわずか1ポイントですが、小規模事業者にとっては依然として意味のある節約効果となり得ます。課税所得がRM600,000の適格MSMEは、税負担がRM99,000からRM93,000に減少し、年間約6,000リンギット、約6%の節約となります。

マレーシアの地域サービス拠点としての魅力を高める

2027年度国家予算案では、家計やMSMEを支援するだけでなく、地域投資の誘致も目指しています。マレーシアのグローバルサービスハブ(GSH)インセンティブスキームで発表された5%の法人税率は大きな強化です。インセンティブ期間の前例のない30年延長、関連企業間のローンに対する印紙税免除、利息支払いに対する源泉徴収税の免除と相まって、このインセンティブは多国籍企業(MNC)がマレーシアに地域またはグローバル本社、事業管理、財務業務を設立することを促すことを目的としています。

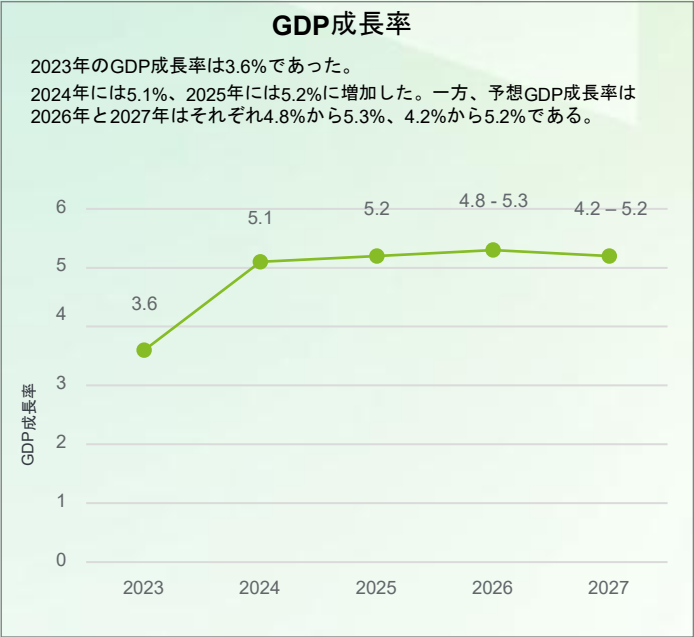
地に足をつけながらも高く目を向ける

より広い政策の観点から見ると、2027年の予算は野心を持続可能な進歩へと変えることを目的としています。その施策は、世帯や企業を支援し、投資を誘致し、マレーシアの財政状況を強化するとともに、より生産的で革新的かつ強靱な経済の基盤を築くことを目指しています。

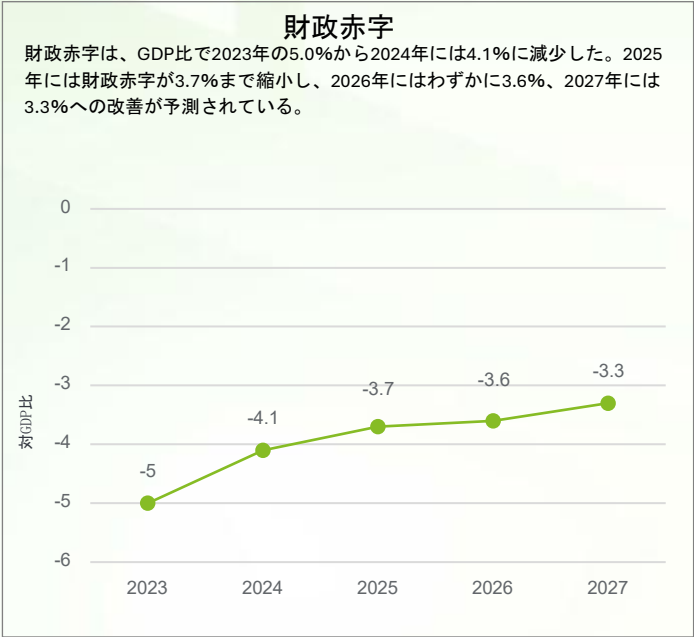
テーマは「価値観に根ざしつつ空を目指す」マレーシアが維持すべきバランスを捉えています。私たちは成長と変革を自信を持って追求しつつ、健全なガバナンス、財政責任、包摂的成長に根ざすべきです。これらこそが、マレーシアがより高い高みを達成し、進展が意味深く持続的なものとなるための基盤となります。

2027年度国家予算案

主要財務指標一覧



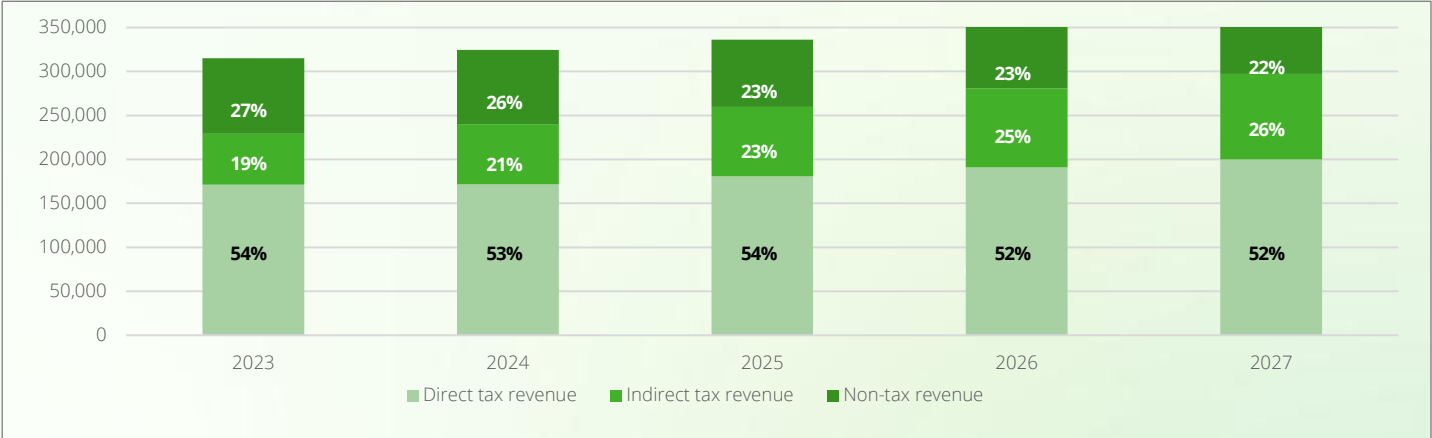
Year	GDP (constant 2015 prices) RM (million)	% Change
2023	1,567,974	3.6
2024	1,650,305	5.1
2025	1,736,953	5.2
2026	1,826,515	4.8 - 5.3
2027	1,909,833	4.2 - 5.2



Year	Fiscal deficit RM (million)	% of GDP
2023	-91,391	-5.0
2024	-79,166	-4.1
2025	-75,289	-3.7
2026	-78,515	-3.6
2027	-77,523	-3.3

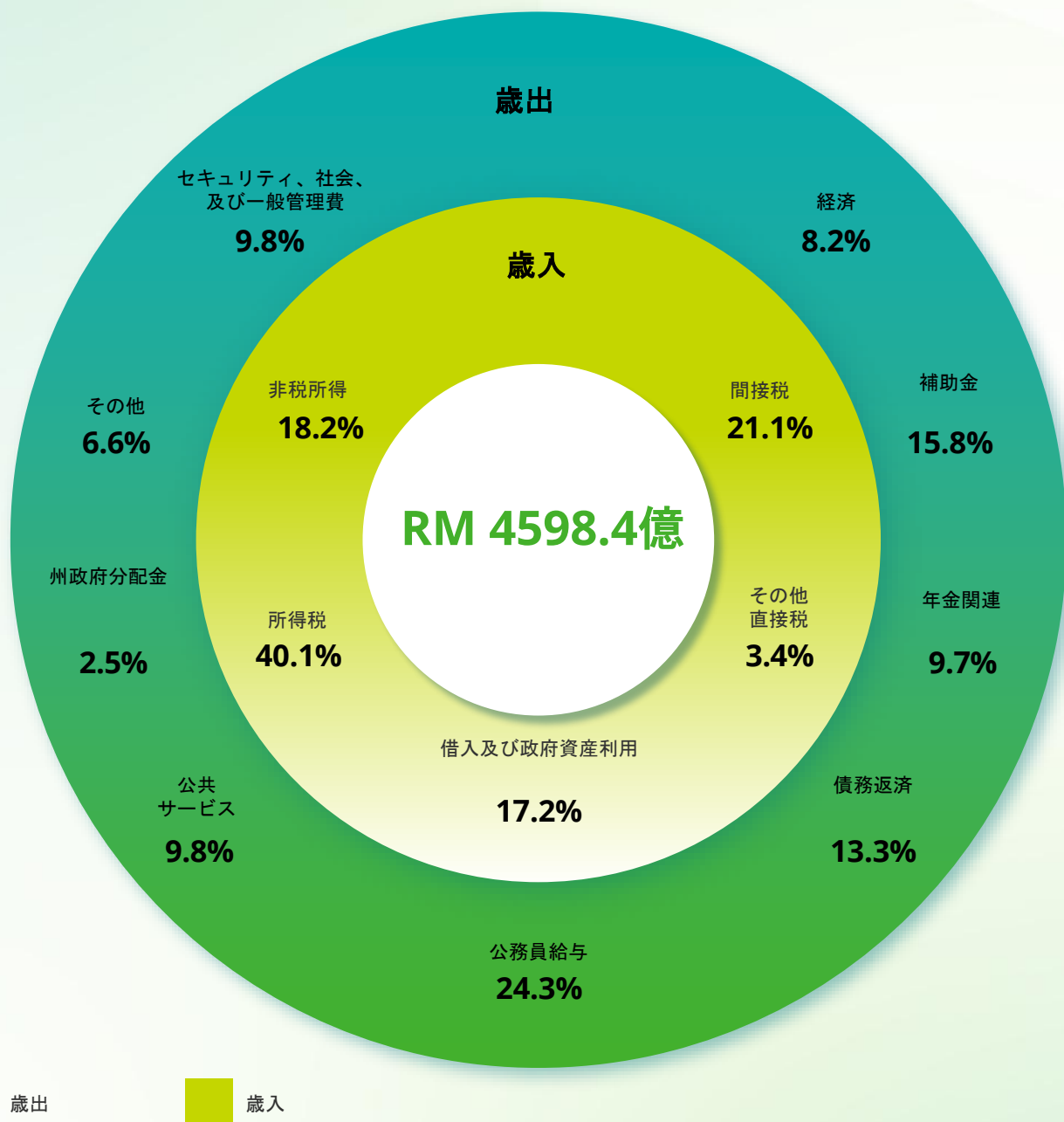
総歳入に対する税収の割合 - 直接税・間接税別の内訳

税収は、連邦政府全体の歳入に大きく貢献している。直接税は間接税に比べて総歳入に占める割合が大きく、2023年から2027年までの総歳入の50%以上を占めている。



Year	直接税収		間接税収		税収以外		総歳入	
	RM (百万)	% Change	RM (百万)	% Change	RM (百万)	% Change	RM (百万)	% Change
2023	171,336	11.6	57,849	4.6	85,774	0.2	314,959	7.0
2024	171,693	0.2	68,499	18.4	84,426	-1.6	324,618	3.1
2025	180,558	5.2	79,268	15.7	76,243	-9.7	336,069	3.5
2026	191,025	5.8	89,737	13.2	82,878	8.7	363,640	8.2
2027	199,898	4.6	97,162	8.3	83,757	1.1	380,817	4.7

2027年度国家予算案 歳入及び歳出



	2026	2027
財政赤字(対GDP比)	-3.6%	-3.3%
連邦政府歳入	RM3,636.4億	RM3,808.2億
経常支出	RM3,630.6億	RM3,768.4億
開発支出	RM791億	RM815億



法人税

MSMEの法人税率の見直し

賦課年度2027年より、MSMEの所得税率を以下のように改正することが提案されている。

課税所得	現行税率%	改正案税率%
最初のRM150,000	15	14
RM150,001から RM600,000	17	16
RM600,000超	24	24

MADANI人材育成プログラムを実施する企業の控除

2026年6月29日から2030年12月31日までMADANI人材育成プログラムを実施している企業に対して、控除を提案する。

金融機関およびキャッシュレス決済手段による給与支払いの損金算入

賦課年度2028年から、1955年雇用法に規定する金融機関またはキャッシュレス決済手段を通じて支払われる場合のみ、給与の損金算入を認めることを提案する。MSMEによる給与支払いは除く。

この要件は他の費用には適用されない。

自動車ベンダーの移転費用に対する控除

2027年1月1日から2030年12月31日までの間に発生した適格移転費用に対して、最大RM500万の控除を認めることを提案している。これは、マレーシア資本の自動車ベンダーが、ペラ州タンジョンマリムのオートモーティブ・ハイテック・バレーへ事業を移転することを促すことを目的としている。

Sukuk Prisma発行コストに対する控除

持続可能性に重点を置いた革新的なシャリア法準拠の資金調達機能を提供することで、マレーシアが世界的なスクーク債投資ハブとしての地位をさらに強化するため、賦課年度2027年から賦課年度2030年までにマレーシア証券委員会(SC)が承認またはSCに提出したSukuk Prismaの発行コストに対する控除を提案する。

少額資産のキャピタルアローワンスの見直し

賦課年度2027年より、少額資産のキャピタルアローワンスの取扱い以下のように強化することを提案する。

- 少額資産キャピタルアローワンス対象となる資産の個別価値をRM2,000からRM3,000に引き上げる
- MSME以外の企業について、少額資産キャピタルアローワンス全体の限度額を、賦課年度あたりRM20,000からRM30,000に引き上げる

プラント、機械、ICT機器へのACAの延長

国内製造のプラントおよび機械、ICT機器およびソフトウェアに関するACAを、2027年1月1日から2030年12月31日までさらに4年間延長することを提案する。

解説

2026年予算案にて、2025年10月11日から2026年12月31日まで、国内製造のプラントおよび機械、ICT機器およびソフトウェアへの支出に対して、取得時償却20%、年次償却40%のACAが発表された。「国内製造業者」という用語の範囲(例:外国企業保有の国内製造業者に適用されるかどうか)を明らかにするため、さらなる明確化が必要である。しかし、関連する官報公示は現時点でなされていない。政府が関連する官報公示を迅速に行うことが期待される。

再投資控除

政府は現在の再投資控除を見直し、その適格要件や付与方法を含め、より対象を絞って産業競争力強化を目指すものとする。



法人税(続き)

マレーシア海運会社の所得税免除

マレーシア海運会社に対する免税は、以下の条件を充たすことを前提に、賦課年度2027年から賦課年度2036年までさらに10年間延長される。

- a. マレーシアでの戦略的管理と効果的な統制の実施
- b. マレーシアにおける営業費用は、マレーシア船籍1隻あた
RM250,000以上
- c. マレーシア船籍1隻あたり、月給RM15,000のマレーシア
人を4名以上雇用

シャリア法準拠の資産運用サービス提供企業に対する免税見直し

シャリーア法に準拠した資産運用サービスの発展をさらに支援するため、以下が提案されている。

- i. 賦課年度2028年から2030年まで、シャリア法準拠の資産運用サービスから得る所得の免税範囲を、法定所得の40%に固定する
- ii. 免税は賦課年度2028年から2030年まで3年間延長される

持続可能かつ責任ある投資(SRI)スクーク債および債券助成制度に対する免税

SRIスクーク債および債券助成制度で受け取った助成金は、2027年1月1日からの免税が提案されている。



優遇税制

グローバルサービスハブ(GSH)

GSH優遇税制は以下のように見直されることが提案されている。

項目	新規設立会社	既存会社	
	GSH所得	≤ ベース所得	> ベース所得
税率	5%	15%	5%
優遇期間	5年間、最大30年まで - 前後の優遇期間における会社の業績またはコミットメントを条件とする		
適格サービス	a. 地域損益/事業管理ユニット b. 戦略的事業計画 c. 経営企画開発		
追加サービス	以下のサービスカテゴリーから少なくとも2つの適格活動 a. 戦略的サービス b. 財務資金管理(TFM)を含むビジネスサービス c. シェアードサービス		
免税所得	a. サービス所得、または b. サービスおよびトレーディング所得、 c. 財務省が定めたTFM所得		
財務資金管理	オンショア仲介者を介したキャッシュプーリングを目的とするTFM活動を行うGSH企業は、以下与えられる。 a. 非居住者に支払う利息に対する源泉税免税 b. 企業間の外貨建てローン契約に対する印紙税免税 これらの免税はジョホール・シンガポール経済特区(JS-SEZ)の優遇税制にも適用される。		
定義	- 新規設立会社：GSHやプリンシパルハブ(PH)活動を行っていない会社 - 既存会社：承認済みのGSHまたはPHステータスを有し、延長申請時に追加の新規サービスを提供する会社 - ベース所得：過去3年間の平均所得		

2027年1月1日以降、MIDAにより受理された申請に適用される。

解説

今回提案のGSH改正は、優遇期間の延長や適格財務活動に対する追加の免税適用により、マレーシアの地域サービスおよび財務のハブとしての魅力を高めるものである。既存のGSHまたはPH企業にとっては、ベース所得を超える所得に対する5%の優遇税率がさらなる拡大を促す可能性がある。企業はベース所得までに対する税率15%、および適用される業績およびコミットメント要件に鑑み、総合的に恩恵を評価すべきである。



優遇税制(続き)

グリーンテクノロジー

グリーンテクノロジー優遇税制は以下のように見直される。

GITAプロジェクト(ビジネス目的)

適格活動	GITA (%)	相殺される法定所得 (%)	優遇期間
ティア1 i. グリーン水素 ii. 海洋熱エネルギー変換	100	100または70	5 + 5年
ティア2 i. 電気自動車充電ステーション ii. 再生可能エネルギーシステム (バイオマス、バイオガス、ミニ水力発電、地熱、風力発電)	60	70	5年

- 2027年1月1日から2030年12月31日までにMIDAにより受理された申請に適用される。



Ng Lan Kheng

Global Investment
and Innovation Incentives
(Gi3) Leader

マレーシアへの投資の勢いは依然として堅調であり、2026年前半に承認された投資はRM2,185億に達し、マレーシアの経済見通しに対する投資家の信頼が継続していることを示しています。2027年予算案は、マレーシアが競争力のあるイノベーション主導型経済としての地位を強化するという野心を強化し、高付加価値製造業の推進、エネルギー転換の加速、人工知能(AI)、ロボティクス、新興技術の能力構築、熟練雇用の創出と国家競争力の深化を図る高品質な投資の誘致などを行っています。

重要な焦点は、マレーシアの半導体および先進製造エコシステムの継続的な発展です。この目標を支援するため、カザナ・ナショナル、KWAP、インベストペナンは、現地の能力強化、イノベーションの加速、そして長期的な産業成長と継続性に貢献できる初期段階企業の育成に、合計RM13億を投入することを決定しました。



マレーシア政府はまた、ターゲットを絞った優遇税制を通じて持続可能性とエネルギー転換へのコミットメントを再確認しています。特筆すべきは、GITAが2030年12月31日まで延長され、適格企業が適格なグリーンテクノロジー投資に対して最大100%のITAを受けられるようになったことです。この措置は、持続可能な成長イニシアチブへの民間セクターの参加を促進しつつ、マレーシアの気候およびエネルギーの目標を支援することを目的としています。

さらに、マレーシアは高付加価値サービスと投資の地域ハブとしての魅力を高めています。2027年1月1日より、グローバルサービスハブ(GSH)優遇税制は、適格活動に対する5%の特別税率、最大30年の優遇期間、選択的な税および印紙税の免除などの措置によって強化されます。これらの取り組みは、高付加価値投資の誘致、イノベーションの促進、熟練人材の育成、そしてマレーシアを持続可能かつ技術主導のビジネス拡大の主要な目的地として位置づけることを目的としています。



優遇税制(続き)

GITA資産 (自社での使用)

適格活動	GITA(%)	相殺される法定所得(%)
ティア1 i. MOF承認の適格資産リスト : a) バス、バン、パネルMPV、ムーバー、ターミナルトラクター、フォークリフト、トラック/軽トラック、ローリーおよび重車両(プライムムーバーを含む) b) 電気自動車インフラ(国内生産) c) 廃棄物堆肥化およびリサイクルシステム(国内生産) d) 廃水リサイクルおよび雨水回収システム(国内生産) ii. 再生可能エネルギー統合システム(バイオマス、バイオガス、ミニ水力発電、太陽光発電、地熱、風力エネルギー)+バッテリーエネルギー貯蔵システム(BESS)/エネルギー貯蔵システム(ESS)	100	70
ティア2 i. MOF承認の適格資産リスト : a) 電気自動車インフラ b) 廃棄物堆肥化およびリサイクルシステム c) 廃水リサイクルおよび雨水回収システム ii. 再生可能エネルギーシステム(バイオマス、バイオガス、ミニ水力発電、地熱、風力エネルギー)	60	70

- 会社はGITA資産の購入日から24か月以内にマレーシア・グリーン・テクノロジー・チェンジ・コーポレーション(MGTC)に申請する必要がある。
- 2027年1月1日から2030年12月31日までにMGTCが認証した適格グリーンテクノロジー資産の購入が対象となる。



優遇税制(続き)

優遇税制の延長

活動	既存の優遇税制	改正案
国際的なインセンティブ旅行、会議、展示会	- 観光芸術文化省(MOTAC)認定を受けた企業、団体、組織に対する法定所得の100%免税 - 年間最低外国人参加者数： - インセンティブ旅行で1,500人 - 会議で2,000人、または - 貿易展示会で3,000人。 - 賦課年度2026年および2027年に適用	優遇税制は賦課年度2028年から2030年まで3年間延長される

株式クラウドファンディングプラットフォーム(ECFプラットフォーム)を通じて投資する個人投資家およびエンジェル投資家に対する免税の延長

テクノロジースタートアップにECFプラットフォームを通じて投資する個人投資家およびエンジェル投資家に対する既存の優遇税制を、2027年1月1日から2030年12月31日までの投資に対して、さらに4年間延長することを提案する。

シブ経済特区

マレーシア政府は今回提案の経済特区インセンティブの枠組み、ワンストップの投資促進センター、戦略的インフラのニーズを最終決定するための正式交渉を開始する予定である。

マルチファミリーオフィスモデル

マルチファミリーオフィスの枠組みは、マレーシアの資産管理分野にとって大きな前進といえる。富裕層が資源を共有し、フォレストシティ金融特区区内で0%の優遇税制を享受できるようにすることで、マレーシアは従来のハブに代わる高度に構造化されたコスト効率の良い選択肢を提供し、マレーシアをグローバル資本の流入と資産保全における魅力的で長期的な目的地として位置づけている。



間接税

製造業者への供給品に対する国内取引業者/流通業者を対象とした売上税還付サービス

国内の取引業者や流通業者が、免除対象の製造業者に供給した商品に対して支払った売上税の還付を請求できるようにすることが提案されている。

- i. 2018年売上税(免除対象者)令スケジュールA第55項に基づく機械、予備部品および設備、および
- ii. 2018年売上税(免除対象者)命令スケジュールB第5、6、7項に基づく、医薬品、飼料、肥料および農業製造用の承認された原材料および商品

発効日:2027年1月1日

解説

この提案は歓迎すべき措置であり、対象商品を免除製造業者に供給する国内の取引業者や流通業者が被る回収不能売上税コストを解決するのに役立つものといえる。サプライチェーン内の税制上のプラスマイナスゼロを実現し、特に購入時に免除が適用できない場合に、仲介業者が現在抱えているキャッシュフローの負担を軽減するものといえる。

ランカウイおよびラバアンから搬出される免税貨物に対する輸入関税および売上税免除の扱い

ランカウイおよびラバアンへの訪問者および観光客の免税購入限度額はRM10,000に引き上げられ、最低滞在時間は48時間となる。

これはすべての新品物品に適用されるが、以下を除く。

- ・ タイヤとチューブ
- ・ アルコール飲料
- ・ タバコ
- ・ たばこ製品
- ・ スモッキングパイプ
- ・ 電子タバコや電子パイプ(液体やジェルを含む)

ティオマン島、パンコール島、フィレストシティプラウ1の免税措置は変更なし。

発効日:2027年1月1日

ランカウイ原産品の輸入関税免除の見直し

ランカウイ原産で関税課税区域(PCA)に輸入される商品に対する輸入関税免除を、以下のように改正・拡大することを提案する。

商品カテゴリー	商品一覧
農業と農産食品	- 鳥の卵 - ココナッツ - 果物 - サトウキビ - 野菜 - 家禽 - バージンココナッツオイル
食品・飲料品	- コーヒー製品 - ミネラルウォーター - パイナップルタルト - ココナッツクッキー - ランカウイ製チョコレート - カレーパフ - チップス - バッファローミルクアイスクリーム - レトルト製品
漁業および海産物	- アンチョビ - アンチョビ由来の製品 - 乾燥エイ製品 - 下ナマコ製品
鉱物と装飾品	- 手工芸製品 - 結晶生成物 - ティフィンキャリア(弁当箱)
消費財と家電	- 自家製石鹸 - バージンココナッツオイル石鹸 - 砥石
林業と建設	- 木炭 - セメント - 大理石

発効日:2027年1月1日



間接税(続き)

高齢者介護サービスにおけるサービス税の改正

以下が提案されている。

- 高齢者介護サービスのサービス税率は8%から6%に引き下げ
- 年間介護料/手数料が一人あたりRM96,000を超える場合、サービス税課税
- 1993年ケアセンター法または2018年民間高齢者医療施設サービス法にサービス提供者が登録されており、年間介護料/手数料金が一人名あたりRM96,000以下の場合、サービス税免税

発効日:2027年1月1日

解説

改正案は手頃な高齢者介護サービスへのアクセスを維持しつつ、サービス税基盤の拡大との間でバランスを取るものである。税率引下げと免除基準は、低・中所得層の負担軽減に寄与するものである。

連邦直轄領における娯楽税免除の見直し

以下が提案されている。

- 2024年度予算案で発表された特定エンターテインメントに対する娯楽税免除は2030年12月31日まで延長
- 連邦直轄領で開催される国産映画上映(映画館)およびマレーシア人による劇場公演のチケットに対し4年間娯楽税免税

対象:

- 対象となる娯楽カテゴリーで、2030年12月31日までにMOFに受理された申請
- 国内映画上映およびマレーシア人による劇場公演で、2027年1月1日から2030年12月31日までMOFに受理された申請

解説

娯楽税免除の延長は、政府がクリエイティブ、芸術、エンターテインメント業界を継続的に支援していることを示している。国産の映画上映や演劇公演に対する免税導入は、観客の参加を促進し、国内コンテンツクリエイターを支援し、マレーシアの文化・創造エコシステムの成長を強化すると期待されている。

連邦直轄領内の特定施設に対する娯楽税免税

以下の会場で開催される芸術・文化イベント、ならびに娯楽・スポーツ活動の入場料を、娯楽税免税とすることが提案されている。

- スタジアム・ムルデカ
- スタジアム・ネガラ

発効日:2027年1月1日

解説

提案された娯楽税免税は、スタジアム・ムルデカとスタジアム・ネガラで芸術、文化、エンターテインメント、スポーツイベントの主要会場としての魅力を高めることを期待するものである。この措置は、より多くのイベント参加を促進し、国内イベント産業を支援し、これらの象徴的な会場がマレーシアの観光・文化分野に果たす役割を強化するものである。



Tan Eng Yew

Indirect Tax Leader

議論されていたSST-GSTハイブリッドモデルについて発表がなかったことは、政府がより広範な消費税再設計に着手する前にもっと時間が必要であることを示唆しています。これは、国民の受け入れ、事業者側の準備、明確な実施枠組みの必要性を考えれば理解できます。しかし、政策議論は継続されるべきでしょう。制度の形態よりも、その効果の方が重要です。重要なのは、新制度によるコストの連鎖的増加や過度な複雑さを避けつつ、効率的な徴税に寄与し、効率的な還付を可能にするかどうかです。



個人所得税

居住者個人所得税の税率区分および税率の変更

個人所得税の税率区分および税率を以下のとおり改正し、賦課年度2027年から発効する。

課税所得(RM)	税率(%)
0 – 5,000	0
5,001 – 20,000	1
20,001 – 35,000	3
35,001 – 50,000	6
50,001 – 70,000	11
70,001 – 100,000	19
100,001 – 400,000	25
400,001 – 600,000	26
600,001 – 2,000,000	28
200万を超える	30

課税所得(RM)	税率(%)
0 – 5,000	0
5,001 – 20,000	1
20,001 – 35,000	3
35,001 – 50,000	6
50,001 – 70,000	11
70,001 – 100,000	18
100,001– 150,000	24
150,001– 400,000	25
400,001 – 600,000	26
600,001 – 1,000,000	28
1,000,000超	30

居住者個人所得税率の改正案では、課税所得RM100,001からRM150,000の区分が新設され、現在の25%から24%へ引き下げとなる。さらに、課税所得RM70,001からRM100,000までの税率が19%から18%に引き下げられる。

同時に、最高税率30%適用の課税所得は、RM200,000超からRM100,000超に引き下げる。

解説

マレーシアの最高税率適用をRM2百万超からRM1百万超に引き下げますが、最高税率30%は地域内で比較的競争力を保っています。この税率はインドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム(35%)より低いですが、シンガポール(24%)、ラオス、ミャンマー(25%)、カンボジア(20%)よりは高いままです。

地域競争力の観点から見ると、提案された変更は、個人所得税制度の累進性を高めると同時に、東南アジアにおいて比較的競争力のある個人税率の国としてのマレーシアの地位を維持するための慎重なアプローチを反映しています。

課税所得(RM)	税率(%)	最高税率適用の年間課税所得閾値(USD)
インドネシア	35%	278,956
タイ	35%	148,588
フィリピン	35%	127,186
ベトナム	35%	46,333
マレーシア	30%	244,500
ラオス	25%	13,354
ミャンマー	25%	14,285
シンガポール	24%	781,250
カンボジア	20%	44,324



個人所得税(続き)

個人所得控除

以下の個人所得控除改正は賦課年度2027年から発効する。

個人所得控除	改正案
基礎控除	RM9,000からRM12,000へと引き上げ
親・祖父母への支出	医療費だけでなく、すべての介護費用まで拡大
ライフスタイル(スポーツ関連)	スポーツシューズの購入も拡大、上限RM300
ライフスタイル	以下に関連する費用も含める - 人工知能(AI)ソフトウェアおよびアプリケーションのサブスクリプション - 登録獣医によるペット予防接種および避妊・去勢手術の実施 - 登録動物シェルターに支払うペット譲渡料
PERKESO(SOCSO)への拠出	- 拠出義務がある旅客輸送、貨物・食料輸送、ホーカー3業種による自営業社会保障制度(LINDUNG KENDIRI)への拠出金にも拡大 - 勤務時間外傷害制度(LINDUNG 24 JAM)、およびLINDUNG KENDIRI拠出義務のない17業種による自主的拠出に対し最大RM150の追加控除
観光控除	賦課年度2026年から賦課年度2027年まで延長
- 本人、配偶者、子供の医療費 2歳以下の子供向け授乳器具購入費	「健康福祉控除」として統合、控除限度額はRM10,000で据置 - 授乳器具を含む適格費用の範囲は変更なし - 産後ケアサービスを含める。産後ケアセンターまたは有資格個人によるもので上限RM3,000
- 教育および技能訓練 - ライフスタイル(スキルアップ/自己啓発コースの費用)	「教育・技能訓練費用」として統合、控除限度額はRM7,000 - 対象を見直し以下とする - マレーシア政府承認または財務大臣許可のマレーシアにある機関や専門団体による、あらゆる分野のCertificate、Diploma、学士、修士、または博士レベルのコースまたは学習 - 技能開発局長官が承認する技術・職業教育訓練(TVET)分野における、本人または配偶者のスキルアップまたは自己啓発コースや学習。上限RM3,000 - 以下に対する控除。上限RM2,000: - 納税者または配偶者が受講する雇用に関連しないのコース、訓練、技能および自己啓発クラス、または - 科学、技術、工学、数学(STEM)、芸術、言語、宗教の分野での子供向けのコース、訓練、クラス、または授業



個人所得税(続き)



Ang Weina

Global Employer Services
Leader

2027年度予算案は主に減税、所得控除拡大、住宅関連インセンティブの組合せにより、マレーシアの中所得世帯の経済的回復力を高めることを目的としています。

扶養する子供と高齢の親の介護の両方を持つ「サンドイッチ世代」の支援に特に重点が置かれ、彼らの経済的負担を軽減するための控除強化が図られています。予算案はさらに、控除を人工知能(AI)サブスクリプションサービスやスキル向上費用へも拡大することにより、長期的な経済競争力強化を目指しています。

これらの施策は、目前の生活費の課題に対処しつつ、財政の安全、労働力の準備、持続可能な経済成長といったより広範な目標を推進するバランスの取れたアプローチを反映しています。



印紙税

初回住宅購入に対する印紙税免除

マレーシア国民による初回住宅購入のためのローン契約および譲渡証書に対する印紙税免除を以下のように拡大することが提案されている。

- a) RM500,000までの住宅：印紙税100%免除。
- b) RM500,000以上RM750,000以下の住宅：最初のRM500,000は100%免除、RM500,000からRM750,000の部分は50%免除

上記の免除は、2027年1月1日から2030年12月31日までに締結された売買契約に関連するローン契約および譲渡証書に適用される。

建設放棄された住宅プロジェクトの再開に対する印紙税免除

住宅・地方自治省が認定した放棄住宅プロジェクトの再開に関連して、引継いだ建設業者や開発業者と元の購入者が締結したローン契約および譲渡証書に対し、100%印紙税免除を再適用することが提案された。これは、2027年1月1日から2030年12月31日までに締結されたローン契約および譲渡証書に適用される。

CAKNAスキームにおけるローンや資金調達に対する印紙税の取扱い

CAKNAスキームの下で、政府と契約する中小企業および小規模請負業者に対するローン主契約または資金調達契約に対する印紙税のRM10超の部分の免除を、以下のように改正する。

- a) CAKNA I：免除は2年間延長され、2029年1月1日から2030年12月31日まで締結された契約を対象とする。
- b) CAKNA II：2027年1月1日から2030年12月31日までに締結された契約に対して、免除を再開する。

一次下請企業によるローン契約に対する印紙税

一次下請企業(MTC)と金融機関の契約で、MSMEへの資金繰り対応を目的とするものは、RM10超の部分の印紙税を免除する。2027年1月1日から2030年12月31日まで締結された契約に適用され、以下を条件とする。

- a) MSMEサプライヤーはMTCへの商品やサービスの供給契約を完了していること
- b) MSMEサプライヤーはMTCの親会社、子会社、または関連企業ではないこと

元請企業と一次下請企業の契約に対する印紙税は、従価税率0.5%で変更なし。



印紙税(続き)

P2Pプラットフォームを通じたローンや資金調達契約の印紙税

2027年1月1日から2030年12月31日までに締結されたMSMEと投資家間のP2Pを通じたローンまたは資金調達契約について、RM10超の部分の印紙税を免除する。

普通預金および当座預金の口座開設に対する印紙税免除

個人または企業が普通預金および当座預金の口座開設のために署名する、特定の法的義務、補償、保証または責任を生じさせる文書に対する印紙税を免除する。この免除は2027年1月1日から発効する。

外貨建てのローンや資金調達契約に対する印紙税の取扱い

マレーシアの銀行からの外貨建てのローンおよび資金調達契約に対する印紙税の上限を以下のように設定する。

- a) RM1億までのローンまたは資金調達 : RM2,000
- b) RM1億超のローンまたは資金調達 : RM5,000

2027年1月1日以降に締結されるローンまたは資金調達契約に適用される。

海運会社に対するローンまたは資金調達契約の印紙税取扱い

マレーシア船籍の船舶購入または建造に対するローンまたは資金調達契約の印紙税の上限を以下のように設定する。

- a) RM1億までのローンまたは資金調達 : RM2,000
- b) RM1億超のローンまたは資金調達 : RM5,000

2027年1月1日以降に締結されるローンまたは資金調達契約に適用される。



Tan Hooi Beng

Southeast Asia International
Tax Leader

提案された印紙税改正案は、取引コスト削減と資金調達へのアクセス改善に対する政府のコミットメントを示すものとして歓迎されますが、ビジネスおよび投資拠点としてのマレーシアの競争力を高めるためにさらなる改革が検討される可能性があるでしょう。特に純粋なグループ再編および資金調達に対するより広範な印紙税免除や軽減措置は、不要な税負担を生じさせることなく企業再編、財務管理、事業拡大を促進するのに寄与するでしょう。納税者や投資家にとってより明確になるよう、現代的手法による資金調達および資本市場活用に対する印紙税取扱いについても追加指針が期待されます。



その他

Dapur Siswa MADANIプログラムへの寄付に対する控除

Dapur Siswa MADANIプログラムをポリテクニックや教員養成機関向けにRM2,000万割当て、調理器具、食料品、RM5の学生給食が提供される。2027年1月1日から2030年12月31日まで、食料と設備をプログラムに提供する者に対して控除が提案されている。

従業員に代わって国家高等教育基金(PTPTN)ローンを返済する雇用主のための控除

従業員に代わってPTPTNローンを返済する雇用主に対し、以下を条件に控除を認めることが提案されている。

- i. 雇用主はPTPTNローン返済の対価として従業員にいかなる支払いも課さない
- ii. 従業員はフルタイムの従業員である
- iii. 従業員は事業の所有者であってはならず、雇用主と家族関係にない

提案されている控除は2027年1月1日から2028年12月31日までの雇用主によるPTPTNローンの返済に適用される。

学校公共寄付基金(TSUWAS)用途の拡大

賦課年度2027年から、TSUWAS基金の用途として許可される範囲を、以下を含むものとする。

- 管理費および運営費
- 修理および保守
- 設備機器調達
- 生徒向けの学校プログラム

個人および企業のTSUWASへの現金寄付に対する控除は、引続き合算所得の10%上限で変更なし。

公立大学への寄付

公立大学への拠出金は、合算所得の10%まで控除の対象とすることが提案されている。

略称

Accelerated Capital Allowance

Green Investment Tax Allowance

Gross Domestic Product

Inland Revenue Board

Information and Communication Technology

Malaysian Investment Development Authority

Micro, Small and Medium Enterprise

Ministry of Finance

Ringgit Malaysia

Year of Assessment

ACA

GITA

GDP

IRB

ICT

MIDA

MSME

MOF

RM

YA

お問い合わせ

日系企業サービスグループ デロイトマレーシア

統括	渡 喬 (Takashi Watari)		Director	twatari@deloitte.com
Tax	秋元 啓孝 (Hiroyuki Akimoto)		Senior Manager	akimoto@deloitte.com
Tax: 移転価格	中津 利道 (Toshimichi Nakatsu)		Senior Manager	tonakatsu@deloitte.com



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Malaysia

In Malaysia, services are provided by Deloitte Malaysia Tax Services Sdn. Bhd. and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.